

## 第39回千葉県屋外広告物審議会議事録

1 日 時 令和元年12月26日(木) 10時から11時20分

2 場 所 プラザ菜の花4階会議室 羽衣

3 出席者

(1) 審議会委員 8名(委員総数8名)

氏 名	摘 要
根 上 彰 生	日本大学 理工学部 教授
吉 村 晶 子	名城大学 理工学部 教授
伊 藤 香 織	東京理科大学 理工学部 教授
伊 藤 千 恵 子	千葉県消費者団体連絡協議会 委員
大 澤 克 之 助	千葉広告協会 理事長
中 野 聖 子	千葉県屋外広告美術協同組合 理事長
吉 田 恵 一	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社長
坂 井 康 一	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所長

(2) 事務局

【県土整備部都市整備局】

保坂都市整備局長

(公園緑地課)

澤公園緑地課長、小川副課長、藪谷副課長、高田景観づくり推進班長、  
南田主事、玉記技師

(3) 傍聴者 なし

4 議 案

第1号議案	千葉県屋外広告物条例第6条第1項の規定による許可基準について(諮問)	意見なし
第2号議案	千葉県屋外広告物条例第8条第2項の規定による許可基準について(諮問)	意見なし

## 5 議事の記録

### 1 開 会

司 会 定刻となりましたので、出席予定の皆様がおそろいのようなので、今から「第39回千葉県屋外広告物審議会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

では、お手数ですけれども、初めに、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。

事前に委員の皆様へ送付させていただいておりますけれども、同じ資料を机の上にご用意しております。書き込みなどされている場合には、どちらの資料を使用させていただいても構わないですけれども、資料の3会場図のみ、内容を変更しておりますので、机上のものが今日使うものとしてお願いしたいと思います。

また、お荷物、皆さま多くいらっしゃると思いますので、資料はもちろんお持ち帰りいただいても構いませんが、必要がないという場合は、机の上に置いておいていただければ、こちらで処分いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、配布資料ですけれども、本日使う資料というのは、この左上を黒いクリップで留めてございます、赤いインデックスを1から10までつけている資料、これを使います。資料の確認で、インデックスがついているページごとに開いていただいて、ご覧いただきたいのですが、1については、第39回千葉県屋外広告物審議会議事日程、これが1枚ございます。めくっていただきまして、2については、千葉県屋外広告物審議会委員名簿、これが1枚でございます。3については、同じく審議会の会場図がついてございます。4については、審議会の議案案件、これが1枚でございます。5については、諮問についての文書の写し、これが1枚入っております。その次の6ですけれども、6については、今回の条例施行規則の改正案について、まずA3もの1枚、これが綴じ込みで入っております。これを後で説明するとき等に見いただければと思いますけれども、これが1枚と、A4で細かい資料になったものが3枚、次に入っております。7については、許可地域における独

立広告物の許可基準についてというA4のものが2枚入っております。2枚めくっていただきまして、8については、禁止地域における許可基準について、これが2枚、A4のものが入っております。2枚めくっていただきまして、9については、公共的団体の扱いについてという1枚のものが入っております。そのあとは、22ページと厚めになりますけれども、新旧対照表が入っております。これが本日使わせていただく資料になります。

その次に、資料が多くて恐縮ですけれども、青い関連資料という紙ファイルがありますけれども、これについては、例えば根拠法令など細かい条文等が入っておりますので、必要に応じてご使用いただきますようお願いいたします。この中に1から7については、青いインデックスがついていて、それぞれの条文が入っておりますけれども、8については地図ですので、織り込んだ形でクリアファイルに入っておりますので、そちらの方だけご注意くださいと思います。

以上でございますが、資料は全てお揃いでいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

## 2 委員紹介

司 会 では、これから議事の方に入らせていただきますが、それではまず初めに、本日、ご出席の委員の皆様方をご紹介します。

お手元にお配りしております「委員名簿」、そちらの順に、ご紹介させていただきます。

根上委員	日本大学理工学部教授 根上彰生様
司 会	根上です。よろしくお願いします。
吉村委員	名城大学理工学部教授 吉村晶子様
司 会	吉村でございます。よろしくお願いします。
伊藤(香)委員	東京理科大学理工学部教授 伊藤香織様
司 会	伊藤です。よろしくお願いします。
坂井委員	国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長 坂井康一様
司 会	坂井でございます。よろしくお願いします。
	千葉県消費者団体連絡協議会委員 伊藤千恵子様

伊藤(千)委員 よろしくお願ひします。  
司 会 千葉広告協会理事長 大澤克之助様  
大澤委員 大澤です。よろしくお願ひします。  
司 会 千葉県屋外広告美術協同組合理事長 中野聖子様  
中野委員 中野です。よろしくお願ひいたします。  
司 会 東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社長 吉田恵一様  
吉田委員 吉田でございます。よろしくお願ひいたします。  
司 会 以上の皆様でございます。

### 3 挨拶

司 会 続きまして、会議の開催にあたりまして、都市整備局長の保坂より、ご挨拶を申し上げます。

保坂局長 都市整備局長の保坂でございます。  
委員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中、当審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。  
本日の審議会は、委員改選後、最初の開催となります。改めて、委員の皆様には当審議会の委員就任を快くお引き受けいただきましたこと、また、日頃より屋外広告物行政の推進に、特段の御理解と御協力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。  
屋外広告物につきましては、人々や車の通行の安全の確保はもとより、良好な景観を形成するためにも、適切に規制・誘導をしていくことが求められており、同時に時代のニーズにも応え、屋外広告物を積極的に活用することも必要でございます。  
千葉県は、来年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場となっておりまして、大会組織委員会による競技種目の紹介看板や会場までの案内看板が掲出されることが想定されております。また、大会後も含め観光協会による観光事業や地域振興などに繋がる広告物の設置も見込まれるところでございます。  
このようなことを踏まえまして、大会組織委員会や観光協会などの公共的団体が公共的目的をもって設置する広告物に関しまして、基準の改正について検討を行ったところでございます。  
本日は、このような広告物の許可基準に関する屋外広告物条例

施行規則の改正議案について、御審議をお願いするものでございます。

委員の皆様の御意見を賜りながら、引き続き良好な景観形成に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 4 事務局職員紹介

司 会 続きます。当審議会の事務局であります県の職員を紹介させていただきます。

改めまして、都市整備局長の保坂でございます。

保坂局長 よろしくお願いいたします。

司 会 公園緑地課長の澤でございます。

澤課長 よろしくお願いいたします。

司 会 公園緑地課 副課長の藪谷でございます。

藪谷副課長 よろしくお願いいたします。

司 会 公園緑地課 景観づくり推進班長の高田でございます。

高田班長 よろしくお願いいたします。

司 会 申し遅れましたが、本日の司会進行を務めさせていただいております、同じく公園緑地課副課長の小川と申します。以上、よろしくお願いいたします。

#### 5 定足数の報告

司 会 それでは、まず、定足数の報告を申し上げます。千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により 審議会の「会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。」とされておりますが、本日は、委員総数8名のうち、皆さま8名の御出席をいただいております、誠にありがたいことですが、本日の会議は有効に成立していることをご報告させていただきます。

## 6 会長の選出

- 司 会 次に、本審議会の会長選出についてお諮りします。  
千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、審議会の「会議については、会長が会議の議長になる」旨が定められております。今回の審議会は委員の改選後、初めての審議会になりますので、会長の選出が必要になります。  
千葉県行政組織条例第30条第1項によりますと「会長は委員の互選によって定める」旨が決められておりますので、自薦または他薦を募らせていただきます。いかがでございましょうか。
- 中野委員 はい。根上委員は都市計画に精通されておりますので、会長をお願いしてみたいはいかがでしょうか。
- 司 会 ありがとうございます。根上委員を会長に推薦するという御意見をいただきました。皆様いかがでございましょうか。  
(委員から「異議なし」の声)  
ありがとうございます。それでは、ただいま審議会会長に選出された根上委員長には、議長席にお移りいただき、進行をお願いしたいと思います。  
それでは根上委員長、よろしく願いいたします。
- 根上会長 それでは挨拶させていただきます。  
ご指名いただきました根上です。大変僭越ではございますが、御推薦いただきましたので、引き受けさせていただきたいと思えます。前回から会長を受けておりますので、たぶんそういうことで、続けていただきたいということだろうと思えます。  
委員の皆さま方の御力浴いをいただきながら、円滑な進行を進めていきたいと思えますので、御協力の程、何卒お願い申し上げます。

## 6 会長の職務代理者の選出

根上会長        それでは、まず最初に、千葉県行政組織条例第30条第4項の規定により「副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。」とされております。そこで、会長の職務代理者を定めたいと思います。

                  会長の職務代理者ですが、この審議会も含め、委員の経験が豊かでいらっしゃることから、伊藤香織委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

                  (委員から「異議なし」の声)

                  それでは、伊藤香織委員よろしくお願ひいたします。

伊藤(香)委員    よろしくお願ひいたします。

## 7 議事録署名人の指名

根上会長        次に、議事録署名人の指名に入らせていただきます。この議事録署名人につきましては、運営要綱第5条により、会長が2名を指名することということになっています。この議事録署名人については、今回は大澤委員と中野委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

                  (委員から「異議なし」の声)

                  よろしくお願ひします。

## 8 会議の非公開について

根上会長        それでは次に、会議の非公開について協議いたします。本審議会の公開について、事務局からご説明お願ひいたします。

司 会 事務局では、本日の会議資料につきまして、事前に精査いたしましたが、個人情報等の非公開事由に該当する部分はありませんでした。

根上会長 はい。非公開とする部分はないということです。全て公開ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

はい。異議なしということで、公開とさせていただきます。

次に本日、傍聴を希望する方、報道関係の方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないということですね。はい。わかりました。

## 9 議 事

根上会長 報道の関係者もないということで、早速、議事に移らせていただきます。本日も審議いただき議案は2件でございます。千葉県屋外広告物条例第18条の規定により知事から諮問を受けておりますので、議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 事務局の方から審議の内容について説明させていただきます。

審議していただくのは、千葉県屋外広告物条例施行規則の改正についてでございます。皆さまお配りの資料6がございますけれども、本日は、これをかみ砕いて説明していきたいと思っておりますので、パワーポイントの方を見ていただきたいと思います。

千葉県屋外広告物条例の適用区域でございますけれども、政令市である千葉市、中核市である船橋市、柏市、景観法に定める景観行政団体に独自に条例を定めています流山市の4市を除いた、千葉県内の自治体において適用されております。地図でいうところの、水色に濃く塗られた自治体が該当しております。

今回の改正経緯ですけれども、水色の自治体のうち幾つかから、



オリンピックに関する広告物の掲出等について要望がございました。これを機に幅広く規則の改正について検討しまして、必要であると考えたものについて、尚且つ、公共的団体が公共的目的をもって設置する広告物に限定しまして、改正を行うことにしました。

改正の目的でございます。屋外広告物をより積極的に活用しようとするものであります。具体的に言いますと、東京2020オリンピック・パラリンピックを始め、様々な世界大会の開催時等に、大会組織委員会や観光協会などの公共的団体が、会場までの案内看板などを掲出するケースは、このような看板は営利を目的としたものではなくて、大会の機運醸成や利便の増進を目的としていることを鑑み、このような広告物について、必要な場所に必要な大ききで掲出できるよう、公共団体や民間による広告に対する規制との釣り合い等を考慮しまして、基準を見直したものでございます。県としましては、この改正により観光協会や地域に根付いた協同組合などの公共的団体が公共的目的の広告をより自由に掲出することを可能にすることで、観光事業や地域振興等にも繋がるものと期待しております。

今回の審議会への諮問については、条例第18条第1項第6号の規定によりまして、意見を求めるものとなっております。

今回の議案は2つございますが、まず、第1号議案「千葉県屋外広告物条例第6条第1項の規定による許可基準について」をご説明いたします。

条例第6条第1項の規定では、許可地域等について定められており、この許可地域等とは、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、許可を受けなければならない地域となっております。

今回改正の規則については、施行規則別表第5の一部となりますが、内容は後ほど説明いたします。

許可地域というのは、主に、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域等が該当します。本許可により広告物を設置する場合、広告物の色や素材のほか、広告物の種類ごとに形状、面

積、高さなど、規則により定められている基準に適合しなければなりません。

本議案では、先ほど説明した6条第1項のうち許可地域等における許可基準のうち、こちらスライドに示しておりますが、施行規則別表第5の第2号建物等から独立した広告物等、いわゆる独立広告物と呼ばれるものですが、このハ「広告物相互間距離」及びニ「鉄道等までの距離」、赤枠で示している部分について改正したいと考えております。条例施行規則でいうと、お手元のお配りした(資料)7、水色の冊子(条例集)の46ページ、中程の別表第5第二号のハ、ニに該当します。

改正の背景といたしまして、千葉県内では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場までの案内看板や機運醸成のための看板が、駅前等に設置されることを想定しておりまして、例として、画面に示す通り、鉄道駅付近に大きさが縦3.5m×横7m、面積24.5㎡の広告物を設置する場合について、説明させていただきます。

現行の規定により、例のような独立広告物を設置する場合でございますけれども、1表示面積は30㎡以下、上端の高さは1.5m以下、広告物相互間の距離は100m以上、鉄道等までの距離は100m以上でなければなりません。

当該広告物ですけれども、スライドの赤色で示した位置に設置を検討しており、近隣には青色で示した既存の独立広告物があり、赤と青の看板の相互間距離は約20m、鉄道等からは約30mとなっております。

水色で着色された円が、既存広告物から100mの範囲となっております。青色で着色された部分が、鉄道等から100mの範囲となっております。これが、設置不可となる区域となっております。当該広告物を設置しようとする場合、ハ「広告物相互間の距離」及びニ「鉄道等までの距離」について、これが不適合となってしまいます。

当該広告物は、公共的団体が公共的目的をもって設置する広告物であることを想定しているため、これに限って設置が可能とな

るような、広告物相互間の距離と鉄道等からの距離に係る基準を新たに設けることを考えております。こちら改正後の図面になります。改正後設置不可となる区域は、水色で着色された小さい円になりますけれども、これが既存広告物から5mの範囲となります。青色で着色された部分、これが鉄道等から20mの範囲となります。

今の説明をもう少し踏み込んで詳しく説明させていただきます。このスライドは鉄道に関する「広告物相互間の距離」についての改正前の絵です。左側に鉄道で、水色に着色された区域が、鉄道等までの距離が100mの範囲になります。白いもの（広告物の図）が10㎡以下の看板、「10㎡超」というもの（広告物の図）が10㎡を超える看板を示しております。

現行の規定では、既存の広告物に対して新規の広告物を設置する場合、広告物相互間の距離は5m以上とらなければならないという原則がございます。その例外として、1表示面積が10㎡を超える広告物で、鉄道までの距離が100m以下である場合、実際は、商業地域の場合となりますけれども、広告物相互間の距離を100m以上とらなければなりません。

こちら改正後の絵になります。これについて、「公共的団体が公共的目的をもって設置する場合」に限っては、この例外基準を適用しないこととし、1表示面積が10㎡を超える広告物で、鉄道等までの距離が100m以下である場合であっても、原則の5mを準用する基準を設けます。黒いもの（広告物の図）が改正前の基準でつけられるもので、改正後の基準になりますと、赤いもの（広告物の図）のような広告物がつけられるようになります。

また、同じく、このスライドは道路に関する「広告物相互間の距離」についての改正前の絵でございます。左側に道路で、緑色に着色された区域が、鉄道等までの距離が20mの範囲になります。白いもの（広告物の図）が10㎡以下の看板、「10㎡超」というもの（広告物の図）が10㎡を超える看板を示しております。

道路に関しても鉄道同様、広告物相互間の距離は原則5m以上のところ、例外としては、1表示面積が10㎡を超える広告物で、

道路までの距離が20m以下である場合、広告物相互間の距離を50m以上とらなければならなかったところがございますけれども、改正後になると、「公共的団体が公共的目的をもって設置する場合」に限り、この例外基準を適用しないこととし、1表示面積が10㎡を超える広告物で、道路までの距離が20m以下である場合であっても、原則の5mを準用する基準を設けます。赤いもの（広告物の図）が新しくつけられるような広告物になります。相互間距離が50mであったものが、5mでよいというような基準になります。

続きましてこのスライドは、ニ「鉄道等までの距離」についての改正前の絵でございます。現行の規定ですと、広告物を設置する場合、鉄道等までの距離を100m以上とらなければなりませんでしたが。

改正後については、これについても、「公共的団体が公共的目的をもって設置する場合」に限り、同じ条文内の、商業地域における鉄道等までの距離の基準を準用しまして、鉄道等までの距離を100m以上ではなく、20m以上とする基準を設けることを考えております。

以上の改正は、公共的団体が鉄道や道路周辺で、公共的目的をもって設置するものに限り、適用することとしております。

なお、公共的団体とはですけれども、地方自治法第157条の逐条解説や千葉県の「公有財産の使用許可、貸付け及び処分等に関する事務取扱要領の運用について」を基に農業協同組合、商工会議所等の産業経済団体や、非営利法人である一般社団法人、一般財団法人を示すこととしています。また、公共的目的とはですけれども、「表示内容そのものが直接広く社会一般に利益を有するもの」であるとしています。例えば、公共的団体が所有・管理する施設の案内図など、を考えております。

続きまして、第2号議案「千葉県屋外広告物条例第8条第2項の規定による許可基準について」をご説明いたします。

まず、条例第8条第2項の規定ですけれども、原則として屋外広

告物を掲出することができない禁止地域等において、許可を受ければ広告物の設置が認められる、適用除外について定められています。公共的団体が公共的目的をもって設置する広告物についても、同項第3号により、許可を受けることにより設置できるとされています。こちらの規定が、(資料)7、水色の冊子(条例集)の10ページ、約10行目に(3)というものがございまして、これに関する内容を変えたいと考えております。

なお、禁止地域等は、具体的には知事が指定する道路・鉄道の沿線や博物館・病院などが挙げられます。

改正の背景としましては、禁止地域等において公共的団体が広告物を設置する場合、現行の規定では、広告物の種類は関係なく、大きさと高さについてのみが規制される基準しかありませんでした。パワーポイントでいうところのイ、ロと書いてあるところが該当します。現行の規定は、水色の冊子(条例集)の49ページ、別表第6第3号に記載があります。このイ、ロについて改正を考えております。

昨今、立看板や壁面広告など、多様な広告物がございまして、これらに対応するため、広告物の種類ごとに対応したきめ細かな許可基準を新たに設けることを考えています。県としては、本改正により、良好な景観を阻害するような屋外広告物を規制できるようになるとともに、許可基準を明確にしまして、公共的団体が公共的目的をもった広告を掲出しやすい環境を作り出すことで、観光等様々な面から地域振興等に寄与したいと考えております。

例として、禁止地域等に該当する病院に公共的団体が公共的目的をもって設置する場合について、説明させていただきます。

改正前は、現行の規定によりまして、例のような広告物を設置する場合は、1表示面積は30㎡以下、上端の高さは15m以下でなければならないという2点のみが許可基準となっておりました。当該建物は高さが30mあるため、壁面上部に設置することはできずに、15m以内の高さに設置することしかできませんでした。また、壁の面積に比べてかなり小さな広告物になり、利用者がたどり着きやすい目印となるべく設置する看板としての機能を十分果

たせるものとは言えません。

これを個々の広告物に対応した許可地域等における許可基準を準用することになります。これは水色の冊子（条例集）の46ページから47ページ、別表第5に該当します。改正後はこちらの基準に変えたいと考えております。改正後、当該広告物は、壁面広告になるので赤枠で示した箇所の基準を適用されることになります。改正後の基準を適用することで、スライドのような広告物を設置することができまして、目印となるような看板の設置が可能になります。改正後は赤いもの（広告物の図）で、改正前は黒いもの（広告物の図）のような看板しか出せませんでした。

詳しく申し上げますと、現行では、広告物の種類に関わらず、「1表示面積は30㎡以下であること」が規定されておりましたが、今回の事例では壁面広告の許可基準を適用することになりますので、壁面面積の5分の1以下まで認められることになります。また、「上端の高さは15m以下であること」が規定されておりましたが、この制限がなくなるため、高さ30mの壁面の上部に屋外広告物を出すことができるようになります。これに加えて、15m以上の高いビルにあっては、今まで設置が不可であった屋上広告物も設置できるようになります。

立看板や袖付広告などについても、広告物の種類ごとに基準が設けられておりませんでした。そのため、許可地域等に設置する場合と比べると、かなり大きなものが設置することが可能となってしまう、良好な景観を阻害してしまう恐れがありました。本改正により、景観に配慮した適正な基準で設置できるようになっております。

以上となります。

根上会長

ただいま、第1号議案、第2号議案について、ご説明いただきました。これから審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問等はございましたら、お願いいたします。

はい。吉田委員。

吉田委員        どうもご説明ありがとうございました。オリンピック・パラリンピックの機運を盛り上げるということで、非常に有効な手段だと思えますので、ぜひお願いしたいと思えます。

                  今回の改正は、オリンピックをターゲットとしているということですが、時限的措置ではなく、今後も恒久的措置として改正するということですが、今後もいろんなイベント等で、活用していきたいということでの恒久的措置なのでしょうか。その辺りの趣旨をお願いいたします。

事務局            今回、オリンピックが契機になっておりますが、今後もラグビーワールドカップや世界陸上、世界大会だけではなく、国体なども開催されますので、それを見据えた改正となっております。

根上会長        よろしいでしょうか。

                  あくまでも、背景はオリンピック・パラリンピックですけれども、恒久的な改正となっておりますので、このような大会の開催がなくても、例えば、観光振興に力を入れている団体が、観光に関連する看板を設置しようとなれば、これが可能になる、というような解釈でよろしいですね。

事務局            はい。

根上会長        場合によっては、「ようこそ〇〇町へ」、ゆるキャラやB級グルメなどが出てくるかもしれませんね。

                  他にいかがでしょうか。

                  はい。伊藤(香)委員。

伊藤(香)委員    はい。今回恒久的な改正ということで、公共的団体が公共的目的をもってということですが、公共的団体についてはかなり詳しく定義されていたと思えますが、公共的目的というのは、表示内容そのものが広く社会一般に利益を有するものとされておりましたが、運用上どのように判断、審査していくのか、その辺りを教えていた

だけですでしょうか。

事務局 実際千葉県では、判断することはなく、許可の権限は市町村に移譲しておりますので、実際は市町村の運用により、判断していただくこととなります。

伊藤(香)委員 ありがとうございます。わかりました。  
この定義は、どこかに書かれるのでしょうか。

事務局 定義自体は、条例や規則等には書く予定はありませんが、内部の運用の方に定めるところでございます。

伊藤(香)委員 それでは、それぞれの自治体では、内容は理解されて運用されるということでしょうか。

事務局 そういった運用については、市町村に通知をする予定でございます。

伊藤(香)委員 わかりました。ありがとうございます。

根上会長 例えば、オリンピックの組織委員会が設置するとなると、協賛企業の商業広告等も出てくることにはなるかもしれませんが、そういう場合には各自治体において、許可の段階である程度コントロール可能になるということでしょうか。

事務局 はい。

根上会長 はい、他いかがでしょうか。  
はい。吉村委員、よろしくお願いします。

吉村委員 今の協賛企業についてですけれども、公共的団体が公共的目的をもって設置するけれども、例えば、看板の設置費用をもつので、



企業のロゴマークを入れたいというような場合は、どのように判断するのか、検討していれば教えていただけますでしょうか。

事務局            設置する主体が民間であれば、設置は難しいですが、大会組織委員会のような公共的団体であれば、設置はできるということになります。内容については、半分くらいまでであれば、公共的目的に沿ったものであると考えております。厳密には、実際に許可している市町村により、内容を個別に判断していくということになります。

申請する方が、民間企業であれば該当することはできませんので、まず公共的団体であることと、内容について沿ったものであるか個々に判断していきますので、ある程度運用基準を示していくことを考えております。

根上会長            他いかがでしょうか。

吉村委員            はい。一般の人にとっては公共的目的かどうか判断できない中で、公共的目的をもったものではないのではないかとなくなってしまうことはないのでしょうか。

事務局            オリンピックに関しては、内容が関連しているとわかりやすいことと期間限定になりまして、地域振興に関しては、地域の物産などになりますので、見ればある程度わかると考えており、掲出数もそこまで多くないと考えておりますので、そこまで心配しておりません。

根上会長            よろしいでしょうか。

他いかがでしょうか。

では、これからお諮りいたします。2つございますので、1つずつお諮りさせていただきます。

まず第1号議案について、お諮りいたします。第1号議案に対する答申の内容は、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。

(委員から「意見なし」の声)

特に異論はないかと思いますので、「意見なし」として答申させていただきます。

それでは次に、第2号議案について、お諮りいたします。第2号議案に対する答申の内容は、「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(委員から「意見なし」の声)

それでは、「意見なし」として答申させていただきます。

本日の議事は、これで終了となります。

## 10 閉 会

司 会 これをもちまして、「第39回千葉県屋外広告物審議会」を閉会いたします。

委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。